⑵　駆動用ベルト	①　ベルトの緩みを調べる。	①　当該車体の構造及び性能に照らし、張り具合が適正であること。
	②　ベルトの損傷及び摩耗の有無を調べる。	②　損傷及び著しい摩耗がないこと。
	③　プーリーカバーの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	③　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
⑶　コンタクター	①　コンタクターを作動させて機能の異常の有無を調べる。	①　正常に機能すること。
	②　接点の緩み、損傷及び摩耗の有無を調べる。	②　緩み、損傷及び著しい摩耗がないこと。
⑷　保護装置	過電流ブレーカー等の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
⑸　制御盤	①　各機器の損傷の有無を調べる。	①　損傷がないこと。
	②　ヒューズの容量及び取付け状態を調べる。	②　ヒューズの容量及び取付け状態が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。
⑹　配線	①　接続部の緩みの有無を調べる。	①　緩みがないこと。
	②　損傷の有無を調べる。	②　損傷がないこと。
⑺　充電装置（車体と一体となっているものに限る。）	①　作動させて機能の異常並びに異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　正常に作動し、かつ、異音及び異常発熱がないこと。
	②　過電流ブレーカーの作動の適否を調べる。	②　正常に作動すること。
⑻　バッテリー	①　電解液の量を調べる。 ただし、液量を確認できない構造のバッテリーについては、インジケーターの表示確認又は電圧測定により、バッテリーの充電状態を確認すること。	①　電解液の量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。 インジケーターの表示確認又は電圧測定による場合は、表示又は測定値が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。
	②　電解液の比重を調べる。 ただし、電解液の比重を確認できない構造のバッテリーについては、①の検査により省略することができる。	②　比重が20℃で1.17～1.28であること。
	③　端子の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。	③　緩み、著しい損傷及び腐食がないこと。
	④　容器の損傷及び液漏れの有無を調べる。	④　損傷及び液漏れがないこと。

2　下部走行体（トラック式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
2.1 動力伝達装置	⑴　主クラッチ	①　アイドリング状態でクラッチを切り、異音の有無を調べるとともに、トランスミッションを変速し、クラッチの切れ具合を調べる。	①　異音がなく、かつ、クラッチが完全に切れること。
		②　クラッチを徐々に接続し、発進の具合を調べる。	②　滑りがなく、かつ、接続が円滑であること。
	⑵　クラッチペダル	①　操作してペダルの重さ及びペダルの戻り具合を調べる。	①　ペダルの重さ及びペダルの戻り具合が適正であること。
		②　ペダルの遊び及びクラッチが完全に切れたときのペダルと床面との隙間を調べる。	②　ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が過大又は過小でないこと。
	⑶　マスターシリンダー	①　ペダルを操作し、油漏れの有無を調べる。	①　油漏れがないこと。
		②　リザーバータンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
	⑷　パワーシリンダー	シリンダーに圧力をかけた状態で放置し、油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	⑸　トランスミッション	①　レバーを前進又は後進に入れ、車体を駆動させて作動の適否並びにレバーの抜け、異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　正常に作動し、かつ、レバーの抜け、異音及び異常発熱がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。